

（論文）

新訂増補国史大系『徳川実紀』の校訂について

松 尾 政 司

一、徳川実紀の活字本について

近世史を研究するにあたって、最も重要な基本図書は『徳川実紀』『寛政重修諸家譜』『御触書集成』の3つである。この3つのなかで最も多くの労力と経費を投入して出来たのが『徳川実紀』である①。『徳川実紀』は、「編纂時は、「御実紀」と呼ばれ、各將軍ごとにその院号をとって「大猷院殿御実紀」「嚴有院殿御実紀」等と名付けられているが、近代以降一般には総称して、一代から一〇代將軍までの分を「徳川実紀」、一一代から一五代の分までを「続徳川実紀」と通称している」②。『徳川実紀』の「作成の契機や過程・特色等」については、小宮木代良「徳川実紀・続徳川実紀」に詳しい③。

『徳川実紀』は、正本＝將軍家への献上本と副本が造られた。正本（現内閣文庫所蔵）には、記事の根拠となる出典が明示されていない。対して副本は各項目ごとに根拠となった出典が示されている。その『徳川実紀』の活字本は、（一）介昭書院発行『校訂徳川氏御実紀附録』、（二）我自刊我書『徳川氏御実紀附録』、（三）生田目経徳（等）発行『徳川実紀』、（四）旧輯続国史大系『徳川実紀』『続徳川実紀』（経済雑誌社発行）、（五）新訂増補国史大系『徳川実紀』『続川実紀』（吉川弘文館発行）の五種類である④。

（一）、介昭書院発行『校訂徳川氏御実紀附録』は和装本で二冊。その表紙には、「内藤恥（ママ）叟校訂／徳川氏御実紀附録／介昭書院蔵版」とあり、奥付には「明治十四年十一月廿八日御届／全年全月出版／徳川氏記録発刊所 介昭書院／校訂内藤耻叟／出版人秋元晋」とある。「徳川氏御実記（ママ）刊行緒言」で「同志相謀り徳川氏の允許を得新に之を活刷して広く世上に播布する事とハなりぬ依てまづその附録より始めてつぎ―全部に及び・・・明治十四年十一月 内藤正直 小宮山昌玄 拜識」と明記している。そして、「新刊徳川氏御実記（ママ）附録冊次目録」に「第一冊 東照宮一 第二冊 東照宮二・・・第五冊 東照宮五」と続き、さらに「第六冊 台徳院殿 第七冊 大猷院殿 第八冊 嚴有院殿 常憲院殿 文昭院殿 有章院殿 第九冊 有徳院殿 上 第十冊 有徳院殿 中 第十一冊 有徳院殿 下 惇信院殿 俊（ママ）明院殿 合計六十八巻 明治十四年十一月 協賛刊行」と記している。即ち、初代徳川家康（東照宮）から十代徳川家治（浚明院殿）までの全附録六十八冊を刊行する計画であったようだ。しかし、「東照宮御実紀附録」は巻一から巻二十五であるが、この『校訂徳川氏御実紀附録（東照宮一、筆者）』に、「東照宮御実紀附録巻一」

から「東照宮御実記（ママ）附録卷三」を収載し、『校訂徳川氏御実記（ママ）附録 東照宮二』に「東照宮御実記（ママ）附録卷四・五」を収載して終了している。よって、『東照宮御実紀附録』の巻六から二十五巻までの二十巻分が確認できず、「台徳院殿御実紀附録」以下も確認できない。

（二）、我自刊我書『徳川氏御実紀附録』は、和装本の十七冊。表紙には『徳川氏御実紀附録 東照宮 卷一』と記し、扉に『我自刊我／徳川氏御実紀附録／古書保存書屋』とある。緒言で「頃日幸にその稿本を得たり依て古書保存我自刊我書中に収めて以て同好の諸君に頒つに至る今その附録より着手す即 東照公より 浚明公に至り共に六十八巻なりこれに 文恭公御実紀の成れるものを加へ併せ刊して十有余巻とす」と「明治十六年十二月 甫喜山景雄謹識」している。『徳川実紀』の中に『続徳川実紀』第一編中となる文恭院（十一代徳川家斎）の附録を収載する異色さがある。また、「また頃日幸にその稿本を得たり」と記すが、その稿本の出処が明記されていない。各条に、「引用書」名を記していることから献上本ではなく、稿本であることには違いない。

巻六の奥付には「明治十六年十二月一日御届 著者不詳／同十七年一月 日出版 出版人 甫喜山景雄」と記す。そして、巻十七は「文恭院殿御実紀附録卷一」から「文恭院殿御実紀附録卷五」までを収載し、奥付に「明治十六年十二月一日御届 著者不詳／同十七年四月 日出版 出版人 甫喜山景雄」と記す。そして、出版日の月日欄の四月の四を／で消し、手書きで「五月廿四日」と記している。

（三）、内藤耻叟校訂標記『徳川実紀』生田目経徳（等）発行⑤は、和装本で二十五冊（以下、内藤本と略記）。一の表紙に「旧徳川将軍家編纂／従六位内藤耻叟校訂標記／徳川実紀」と記し、「凡例」で「徳川家の起りしより十代将軍家治公の世に至る事蹟を詳述」したもので、「明治廿九年五月 校訂者識」と記している。「徳川実紀成書例」に続けて「徳川実紀総目録」を載せ、「東照宮実紀 十冊 附録 二十五冊」から「浚明院殿実紀 五十五冊 附録 三冊 本編 四百四十七冊 附録 六十八冊 通計五百十六冊」と記している。これによって、歴代将軍の実紀を刊行する計画だったと想定できる。

『徳川実紀（第一冊）』は「徳川実紀卷一」から「徳川実紀卷四」を載せ、『徳川実紀二』は「徳川実紀卷五」から「徳川実紀卷十」までを載せ、奥付を記す。奥付は「明治二十九年六月十六日印刷／明治二十九年六月十八日発行／著者相続代理人 内藤恥（ママ）叟／発行者 生田目経徳／印刷者 三島宇一郎／印刷所 弘文堂」と記している。以下、何冊目・徳川実紀の巻数・印刷日・発行日・著者名・発行者・印刷者・印刷所などを表示すると表Ⅰの通りである。

第二十五冊目に「大猷院附録」一から六を収載して終えている。初代徳川家康から三代徳川家光までの「附録」を発行したものの、「徳川実紀総目録」で予定した十代「浚明院殿実紀、附録」を発行することはかなわなかった。

著者名を第二冊の奥付で「内藤恥（ママ）叟」と記し、その後は、「未詳」としている。校訂と標記は内藤耻叟が担当し、発行者は、明治二十九年六月十八日第一冊を発行した時から、明治二十九年十二月三十日第十一冊までは「生田目経徳」である。この六ヶ月間比較的、順調に発行が行われていた。第十一冊の発行終えて、次の第十二冊目の発行は明治三十一年四月三十日で、一年四月の間がある。第十二冊の扉には、「(右) 旧徳川／将軍家 編纂 内藤耻叟／生田目経徳 校訂標記／(中央) 徳川実紀 十二／(左) 徳川家蔵版 四海堂発売」と

記している。また、「予約諸君へ謹告」で、刊行の遅れは「本月発刊の第六回分は中絶以後続刊の初回に有之活版所の変更等諸事不整順に起因」してのことであると詫びている。印刷所を弘文堂・国光社印刷部から建昇堂に変更している（表Ⅰ参照）。注目すべきは、この「予約諸君へ謹告」で「本書続編（自十一代至十五代）も出版の計画」を明言し、「当（徳川実紀出版—松尾注）事務所は一日も早く本書の完成を計り居候右予約諸君へ謹告」している。第十二冊の発行（明治三十一年四月三十日）以後は、ほぼ、順調に一度に二冊、または三冊の発行を続け、明治三十二年十一月三十日に二十五冊目の「大猷院殿附録六」の発行にこぎつけたのである。

表Ⅰ 内藤内藤耻校訂標記『徳川実紀』生田目経徳（三好仲雄）発行奥付一覧

①	②	印刷日	発行日	著者名	発行者	印刷者	印刷所	備考
1	1～4	(奥付なし)						
2	5～10	29・6・16	29・6・18	内藤恥叟	生田目経徳	三島宇一郎	弘文堂	
3	11～22	(奥付なし)						
4	23～35	29・7・13	29・7・20	未詳	生田目経徳	河本亀之助	国光社印刷部	
5	36～43	(奥付なし)						
6	44～52	29・8・30	29・9・7	未詳	生田目経徳	三島宇一郎	弘文堂	
7	53～61	(奥付なし)						
8	62～69	29・11・29	29・11・30	未詳	生田目経徳	河本亀之助	国光社印刷部	
9	70～79	(奥付なし)						
10	80～90	(奥付なし)						
11	91～100	29・12・27	29・12・30	未詳	生田目経徳	河本亀之助	国光社印刷部	
12	101～105	31・4・26	31・4・30	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
13	106～110	31・4・26	31・4・26	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
14	111～116	31・5・28	31・6・3	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
15	117～121	31・5・28	31・6・3	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
16	122～125	31・5・28	31・6・3	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
17	126～133	31・6・16	31・6・20	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
18	134～138	31・6・16	31・6・20	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
19	139～143	31・9・16	31・9・20	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
20	144～149	31・9・16	31・9・20	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
21	150～156	32・3・20	32・3・25	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
22	157～164	32・3・20	32・3・25	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
23	165～172	32・11・25	32・11・30	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③
24	173～180	(奥付なし)						
25	181～186	32・11・25	32・11・30	未詳	三好仲雄	桜井新三郎	建昇堂	③

表Ⅰの注 ①は奥付記載の冊数、②は奥付表示。数字は『徳川実紀』の巻数。印刷日・発行日は明治を略して年月日を記した。備考欄の③は「発兌元 徳川実紀出版事務所、発売元 四海堂書店」を示す。なお、徳川実紀出版事務所と四海堂書店の住所は同じで、かつ、発行者三好仲雄の住所と同じ「東京市本郷区元富士町二番地」である。

(四)、『続国史大系（旧輯続国史大系） 徳川実紀』は七冊、『続徳川実紀』五冊の洋装本（以下、旧輯本と略記）。「続国史大系第九卷（＝『徳川実紀』第一編）凡例」で、「本巻には徳川実紀の中東照台徳二公の紀を収め逐次六巻を以て全編を終るべし原本はもと元老院にて伝写せられたるものにかゝり頗る善本なり」と記している。この「元老院にて伝写した原本」は、紅葉山文庫に伝来している⑥。その『徳川実紀』第一編には、「御実紀成書例」「御実紀総目録」「引用書目」に続き、「東照宮御実紀」巻一～巻十、「同附録」巻一～巻二十五と「台徳院殿御実紀」巻一～巻六十、「同附録」巻一～巻五を収め、奥付には「明治卅五年六月廿三日印刷 明治卅五年六月廿七日発行 発行者経済雑誌社 右代表者社員西島正（ママ）之 印刷者青木弘 印刷所秀英舎」と記している。そして、歴代將軍の御実紀、同附録の記事と続き、第七篇の十代徳川家治＝「浚明院殿御実紀」巻一～巻五十五、「同附録」巻一～巻三、「附録 幕府要職年表」となる。奥付は、「明治三十七年七月二十日印刷 明治三十七年七月廿五日発行 発行者経済雑誌社 右代表者社員西島政之、印刷者佐久間衡治 印刷所秀英舎」と記している。明治三十五年六月二十七日に第一編を発行して第七編の発行が明治三十七年七月二十五日であるから、二年一カ月で発行し終えたのである。

『続徳川実紀』は、「凡例」で「本篇をはじめ逐次刊行するところの文恭院（十一代徳川家斉一松尾）已下慶喜公に至るまで徳川將軍家の実紀は幕府の末造に際し編纂」したもので、「文恭院慎徳院（十二代徳川家慶）の二代は編述僅に成りしも訂正」が十分でなく、「温恭院（十三代徳川家定）已後」は、「未だ編述に及ばずして史料の蒐集」したに過ぎない。しかし「幕府を中心とする」当時の事実を通覧するに足るべきもの実に本書にしくはなしにより、「本社に於て刊行したる徳川実紀の続篇とし今之を続徳川実紀と称す」と刊行の意図を述べて、「されば徳川氏十五代の実紀は正統相つぎてはじめて完璧となれるなり」と。

『続徳川実紀』第一篇は、「文恭院の紀上（天明六年九月一文化四年）を収め」ている。この内、巻三十八と四十は「原本闕」が部分的にあり、巻四十二は原本を全部欠き、巻末に「原本欠、而西蝦夷永代上地、并魯西亞船蝦夷乱妨之事、宜参照第二篇卷末附載史料」と注記している。第二篇は「文恭公の紀下（文化五年正月一天保八年四月）」と「文恭院殿御実紀附録」巻一～巻五、「脱漏史料 レサノット長崎来着之事 西蝦夷上地之事 文化四年魯人蝦夷地乱妨之事」を収載している。第三篇は、「慎徳温恭二公の紀を収め」ている。すなわち、「慎徳院殿御実紀（天保八年四月一嘉永六年七月二十六日）」と「温恭院殿御実紀（嘉永六年七月二十二日一安政五年八月八日）」である。第四篇は、「昭徳公（十四代徳川家茂）の紀上（安政五年八月一文久三年六月）を収め」た。第五篇は、「昭徳公の紀下（元治元年正月一慶応二年九月）及び慶喜公の紀（慶応二年八月一明治元年閏四月）を収め」たものである。第五篇「凡例」でも、「事実の脱漏等尠しとせざれども幕府を中心とせる当時の形勢事情を伺はんとせば先づ本書に拠らざる可からず」と自負している。第一篇の奥付は、「明治三十八年五月十五日印刷 明治三十八年五月二十日発行 発行者経済雑誌社 右代表者社員西島政之 印刷者佐久間衡治 印刷所秀英舎」である。第五篇の奥付は、「明治四十年十二月十一日印刷 明治四十年十二月十五日発行 発行者経済雑誌社 右代表者社員乗竹孝太郎 印刷者佐久間衡治 印刷所秀英舎」で、刊行に三年七カ月弱を要している。代表者社員西島政之が第三篇から乗竹孝太郎に変更になっている。

(五)、『新訂増補国史大系 徳川実紀』は十冊、『続徳川実紀』五冊の洋装本（以下、新訂本と略記）。『徳川実紀』は、「第一篇 凡例」で「旧輯続国史大系にその第九巻より第十五巻

まで七篇に分取せしが、今之を十篇とし、本巻は第一篇として、旧輯統国史大系第九巻の中、御実紀成書例に始まり、徳川氏の出自、家康の幼時より二代将軍秀忠の実紀慶長十九年に至るまでを収め、以て新訂増補国史大系第廿八巻となし、こゝに之を公刊」すと記している通り、旧輯本を元に編成しなおして公刊したものである。『徳川実紀』第一篇の奥付は「昭和四年十月二十日印刷 昭和四年十月廿五日発行／編輯者黒板勝美／発行者兼印刷者林讓」と記し、発行所は「国史大系刊行会／吉川弘文館／日用書房」であるが、住所は「東京市京橋区京橋二丁目」と共通している。以下、各将軍の御実紀・附録が続き、第十篇に「浚明院殿御実紀五十五巻并に浚明院殿御実紀附録三巻、合せて五十八巻を収め」ている。

『続徳川実紀』第一篇は、「文恭院殿御実紀の中、天明六年より文化十四年まで」。第二篇は、「文恭院殿御実紀文政元年より慎徳院殿御実紀嘉永六年まで」。第三篇は、「温恭院殿御実紀より昭徳院殿御実紀万延元年まで」。第四篇は、「昭徳院殿御実紀文久元年正月より慶応二年九月まで」。第五篇は、「慶喜公御実紀慶応二年八月より明治元年閏四月まで」を収載している。

二、『徳川実紀』『続徳川実紀』活字本の校訂者について

(一)、介紹書院発行『校訂徳川氏御実紀附録』の校訂は、表題に「内藤恥（ママ）叟校訂」、奥付にも「校訂内藤耻叟」と表記している通りである。(二)、我自刊我書『徳川氏御実紀附録』の校訂は、刊行の辞を「甫喜山景雄謹識」と記し、また奥付に「出版人 甫喜山景雄」と記しているものの、校訂者を明記していない。(三)、内藤本『徳川実紀』の校訂は、表題で「従六位内藤耻叟校訂標記」と記し、また、第二冊の奥付に「著者相続代理人内藤恥（ママ）叟」と記している。しかし、第四冊の奥付は「著者未詳」に変更されている。第十一冊までの発行者生田目経徳が第十二冊では、「内藤耻叟／生田目経徳校訂標記」と内藤耻叟とともに校訂者に加わり、発行者が三好仲雄に変更され、以後二十五冊まで変わることはなかった。(四)、旧輯本の校訂者は、「徳川実紀 旧紅葉山文庫ノ原本ニ拠リ井野辺茂雄君之ヲ校訂ス」と田口卯吉が明記している⑦。(五)、新訂本『徳川実紀』『続徳川実紀』の校訂者は、「実際に校訂された方の名前は凡例にも巻末にもどこにも出ていない」「(黒板勝美)先生の御方針で、これは自分が全責任をもってやるのだから、手伝うものがかりにあっても名前は出さない」ことによっているが、「徳川実紀は初めからみんなでした。井野辺（茂雄）さんが主で、丸山さんもずいぶんやられました」。「初校が井野辺さんで、再校、三校と丸山先生で」取り組んだ。他に広野三郎、馬杉太郎、黒板昌夫が加わって進めている⑧。

三、『徳川実紀』活字本の校訂比較

『徳川実紀』の活字本の内藤本『徳川実紀』は、「凡例」で「原本は平頭闕字等の書例あるも今巻帙を縮少するを以て製版其例に従はず東照宮実紀巻五以下本編毎月の頭に○を附し又原本細註の短きものは（ ）を加へて本文につゞけ長きは（註）を頭に附し一字下にて連ねたり・・・校訂者識」として校訂方針を示しているが、原本の出処については、明記がない。

旧輯本『徳川実紀』は、第一編「凡例」で「原本はもと元老院にて伝写せられたるものにかゝり頗る善本なり今は更に各条下引用せる所の諸書を参考して訂正を加へたり」と。さらに「原本には日ごとに項を分ち月にかけて」ているが「今はすべて月の上に○符を日の上に○

符を加へ之を連記して別行に掲げず年末季末月末の雑載も之に准じて◎符を加へている。「鼈頭には特に注意すべき史実を標注し読者閲読の便に供せり而して上欄下欄を区別せんが爲めに上或は下の小字を傍注し」た。「文字の異同及び校者の按文はすべて本文の右傍に注し〔 〕符を加へている。校訂のための原本は「もと元老院にて伝写せられたるものにかかゝり頗る善本なり」と、底本の出処を明示している。

新訂本『徳川実紀』は、「凡例」で「紅葉山文庫にありし貴族院図書室所蔵本を原とし、旧輯続国史大系に収めたりしが、去る大正十二年の大震災にこの原本一朝烏有に帰し、また見るべからず。今幸に内閣文庫及び公爵徳川家達家に襲蔵せらるゝ二本を借覧することを得、旧輯続国史大系本を校訂せり」「徳川公爵家本は修正を経たる最後の稿本にして、所々加添削少からず、引用書の如きも、朱墨両筆にて各条に記入しあり、本書の校訂に最も多く憑拠となれり。本巻以下収むる所の徳川実紀に於て旧輯続国史大系本の誤れるを正し、闕けたるを補ふことを得たるは、実に徳川公爵家の厚意によれるなり。而して成島司直の撰述また間々未だ完璧と称すべからざるものあり。且つ引用の諸書亦異同出入ありて容易にその正否を定むべきにあらず、故にその尤も著しき誤謬については、徳川公爵家本に拠りて本文を改め、その決し難きものは内閣文庫本（浅草文庫）及び徳川公爵家本との異同を傍書し。もしくは校勘者の私見を傍注し、必しも原本を改訂せず、只恐る活版植字の困難なる、校正に挂漏の憾多きことを。之を発見するに従ひて誤を正すところあらん」「月の上には○、日の上には○、是月、この月、是春、是年などの上には、◎を加へてそのものと別行なりしを示し、且つ一日の記事にありても、その別事項に属せるものは段落符」を加へている。「分注はすべて本文と同大の活字を用ひ、（ ）符を上下に加へて、之を本文と区別せり。引用書亦同じ。而して分注の細注には、（（ ））符を加へて本文及び分注にあらざるを示し」、「頭書は、校勘者が特に注意すべきものとなせる史実及び名辞等を標注せるに過ぎず。・・上欄の頭書は□、下欄の頭書は□を以て囲み、これを区別」している。「校勘者の新に注したる傍書はすべて上下に括弧〔 〕を加へ、その文中内閣文庫本（浅草文庫本）は繁を避けて、単に之をアと記し、徳川公爵家本また単に之をトと記し」と「昭和四年九月 黒板勝美」が記している。活字本『徳川実紀』を通覧するに、いくつかの記事の差異が目につく。以下、事例を示してみよう。

(1)、『徳川実紀』内藤本と旧輯本・新訂本との比較

事例1、

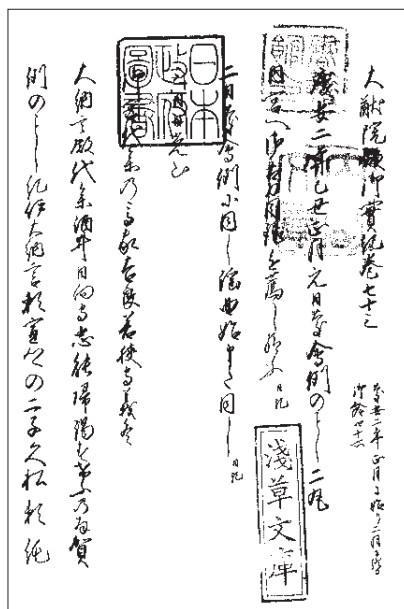
内藤本『徳川実紀』の「台徳院四十五」元和三年四月二十日の条は、「日光山をいでまして江戸へ赴かせ給ふ法華万部供養ありこれに与る（あづかる）僧凡三千五百口導師は天海證誠は最胤法親王咒願は豪海其外月卿雲客の着座花籠被物等前に同じ（景観武録）」⑨となっている。

内藤本と旧輯本『徳川実紀』を照合すると、「これに与る」が（あづかる）と表記が異なって点の他は、句点や引用書を（ ）で括るなどの違いがあるが、記事自体は差異がない⑩。対して、新訂本『徳川実紀』は「日光山をいでまして江戸へ赴かせ給ふ」山にてはけふより廿二日にいたるまで〔山以下至まで十七字拠ト補〕（一傍注を付す一松尾）法華万部供養あり。これにあづかる僧凡三千五百口。導師は天海。證誠は最胤法親王。咒願は豪海。其外月卿雲客の着座。花籠被物等前に同じ。（国師日記、慈眼行状、東武実録）」と。「これにあづかる」は、旧輯本通りである。そして、「山にてはけふより廿二日にいたるまで」の記事を「十七字拠ト補」、すなわち「徳川家達公爵家本」で増補している⑪。

事例2

慶安二年己丑正月元日から十五日の条を内藤本『徳川実紀』—「大猷院七十三」は次の通りである⑫。「慶安二年己丑正月三日養殊院尼奥へまうのぼられ大納言殿御対面ありて特旨にて御衣をかづけらる。見辨記五日日光門跡守澄法親王へ高家大沢兵部大輔基将御使し法親王今年初めて東叡山にて迎陽ありしをほがせらる。見私記六日儒役林春斎春勝を召して山王神田の社伝を聞召さるこれより先山王神田の社職は五日に同く拝賀せしが今年より山王は五日神田は六日に拝賀する事と定めらるこれその由緒格別なるか故なり。見私記八日大坂加番秋田河内守俊季病卒せしにより其代として相馬大膳亮義胤を遣はさるべしと仰下さる。見私記十五日桑山修理亮一玄京三十三間堂修理奉行として・・・」である。記事は慶安二年正月から始まっているものの、元旦～二日までの記事が存在するか否か不明である。該当日の記事を旧輯本『徳川実紀』と照合すると、正月元日・二日と記事があり、三日も「養殊院尼奥へまうのぼられ」前に記述があるなど、内藤本と旧輯本とは、記述内容に差異がある。よって、内藤本を明朝体で示し、旧輯本が同じであれば明朝体のママとし、旧輯本で増補した記事をゴチック体で記したのが下記の事例である⑬。

「慶安二年己丑正月元日慶会例の如し。二丸 内宮へ御太刀目録進薦したまふ。(日記。) ○二日慶会例に同じ。謡曲始又同じ。(日記。) ○三日日光山 御宮代参の高家吉良若狭守義冬。 大納言殿代参酒井日向守忠能帰調す。けふの拝賀例のごとし。紀伊大納言頼宣卿の二子久松頼純はじめて外殿にて拝賀あり。此輩けふ大納言殿へも拝賀すべしといへども。いさゝか風の御心地にわたらせたまへば其事なし。養殊院尼奥へまうのぼられ。 大納言殿御対面ありて。特旨にて御衣をかづけらる。此日高田辺に放鷹の御遊あり。(日記。紀伊記。) ○四日葛西辺に御狩したまふ。(日記。) ○五日日光門跡守澄法親王へ。高家大沢兵部大輔基将御使し。法親王今年初(はじ)めて。東叡山にて迎陽ありしをほがせらる。此日天台宗の僧徒拝賀例のごとし。山王社より献ずる符籙は。他の社に混ぜべきにあらずとて。今春より上段に置しめらる。また 大内へ白鶴。仙洞へ白鳥を駆進あり。(日記。) ○六日増上寺還無はじめ。諸宗寺社人拝賀す。この輩けふ松平和泉守乗寿に調して。 大納言殿へも歳首の賀を申す。儒役林春斎春勝を召して(めして)。山王神田の社伝を聞召さる(聞召る)。これより先山王神田の社職は五日に同(おなじ)く拝賀せしが。今年(ことし)より山王は五日。神田は六日に拝賀する事と定めらる(定らる)。これその由緒格別(各別)なるが故(ゆへ)なり。(日記。人見私記。) ○七日若菜御祝例のごとし。大内へ高家大沢右京亮基重命ぜらる。紀伊大納言頼宣卿へ。書院番頭伊沢隼人正信御使して鶴つかはされ。井伊掃部頭直孝へ。御側中根壱岐守正盛御使して雁を給ふ。この日品川辺へ狩せさせ給ふ。(日記。) ○八日大坂加番秋田河内守俊孝病卒せしにより。其代(かはり)として。相馬大膳亮義胤をつかはさるべしと仰下さる。千代姫。清泰院の御方。歳首の賀とて



「浅草文庫」印 ↑
 (写真1) 国立公文書館内閣文庫所蔵
 『徳川実紀』慶安2年正月元日の条

仙洞へ白鳥を駆進あり。(日記。) ○六日増上寺還無はじめ。諸宗寺社人拝賀す。この輩けふ松平和泉守乗寿に調して。 大納言殿へも歳首の賀を申す。儒役林春斎春勝を召して(めして)。山王神田の社伝を聞召さる(聞召る)。これより先山王神田の社職は五日に同(おなじ)く拝賀せしが。今年(ことし)より山王は五日。神田は六日に拝賀する事と定めらる(定らる)。これその由緒格別(各別)なるが故(ゆへ)なり。(日記。人見私記。) ○七日若菜御祝例のごとし。大内へ高家大沢右京亮基重命ぜらる。紀伊大納言頼宣卿へ。書院番頭伊沢隼人正信御使して鶴つかはされ。井伊掃部頭直孝へ。御側中根壱岐守正盛御使して雁を給ふ。この日品川辺へ狩せさせ給ふ。(日記。) ○八日大坂加番秋田河内守俊孝病卒せしにより。其代(かはり)として。相馬大膳亮義胤をつかはさるべしと仰下さる。千代姫。清泰院の御方。歳首の賀とて

奥へまうのぼりたまふ。又馳御覽あり。(日記。紀伊記。曾我日記。)○十日(の条略。十一、十二、十三、十四日の条略)○十五日月次拝賀例のごとし。桑山修理亮一玄京三十三間堂修理奉行として……。なお、(写真1)は、「慶安二年己丑正月元日慶会例の如し」から三日「紀伊大納言頼宣卿の二子久松頼純」の記事である。

旧輯本『徳川実紀』により、慶安二年己丑正月元日と二日の記事が脱落していることがわかる。三日の記事も、増補文がはるかに多い。五日以降も同様なことが指摘できる。十日から十五日までも、十一、十二、十三、十四日の条が内藤本『徳川実紀』では完全に脱落している。十五日の記事は、「月次拝賀例のごとし」が脱落し、「桑山修理亮一玄京三十三間堂……」からの記事となる。さらに、十六日から二十日までを見ると、内藤本『徳川実紀』は、十六～二十日までの記事が脱落している。また、二十二日から月末までを見ると、二十一、二十六、二十七日の記事が掲載されているが、脱落の記事もままある。二十二日から二十五日と二十八日の記事は完全に脱落している。対して、旧輯本『徳川実紀』は毎日の記事が記述されている。二月の記事にも同様な脱落が見られる。また、同じ記事内容であっても、六日の条が内藤本では、「儒役林春斎春勝を召して」が、旧輯本では「めして」、「社伝を聞召さる」が「社伝を聞召る」など表記上の差異がある。表記の差異を内藤本と異なる旧輯本の表記箇所を()ゴチック体で示した通り、若干の差異が見られる。そして、旧輯本と新訂本『徳川実紀』と照合すると、「凡例」で紹介した通り、「同一日の記事数条に及べるものにはその記事の関係如何によりて、もしくは」の段落符を加へる等の工夫の違いがある。他にも、二日の条の「謡曲始又同じ」→「謡曲始また同じ」、六日の条の「この輩けふ」に〔けふト抹〕と傍注を記すなどの差異が見られるが、記事自体に差異がない。また、表記も、旧輯本と同じである。また、内藤本『徳川実紀』の六日の条中の「山王神田の社職は五日に同く拝賀せし」が、旧輯本と新訂本は「五日におなじく拝賀せし」と記している。国立公文書館内閣文庫所蔵の『(徳川)御実紀』は「五日に同しく拝賀せし」の表記となっている。他は、旧輯本、すなわち、新訂本と同じである。

事例3

慶安四年正月元日から十五日までの記事⑭について、内藤本『徳川実紀』の記事を明朝体で示し、内藤本と旧輯本と同じ記事はそのまま明朝体で示し、旧輯本『徳川実紀』で増補した記事をゴチック体で明示したのが下記である。「慶安四年辛卯正月元日拝賀例のごとし。両御所二丸 内宮に参らせたまふ。(日記。)○二日拝賀例のごとし。今朝阿部対馬守重次に面命の旨あり。今夜謡曲始例に同じ。(日記。)○三日拝賀例のごとし。高家吉良若狭守義冬。品川内膳正高如日光山より帰り調す。品川辺御狩あり。(日記。)○四日御側中根寺岐守正盛日光山へつかはさる。この日元日拝賀のともがら四(西の誤り—松尾)城へのぼり。大納言殿へ拝調す。(日記。)○五日この二日に本城拝賀せし輩。西城にのぼり大納言殿に拝調す。(日記。)○六日御心地わづらはしくわたらせたまへば。外殿にいでたまはず。増上寺位産はじめ。諸家の寺社人老臣に調し退く。(日記。)○七日若菜の御祝例に同じ。紀伊大納言頼宣卿。宰相光貞卿。水戸中将光圀卿老臣に調し退らる。(日記。)○八日滝口より御乗船ありて浅草辺狩し給ふ。この日無官の輩。諸家の証人。市人等西城に登り。大納言殿に拝賀し奉る。(水戸記。日記。)○九日土屋民部少輔利直日光山火番命ぜらる。松平伊勢守直綱病により。封地に赴き病養ふとも浴湯すとも。心まかせにすべしと仰下さる。(日記。水戸記。)○十日御心地とかくさはやがせ給はねば。吉田盛方院浄元。曲直瀬養安院玄理御薬を奉る。

（水戸記。）○十一日尾張宰相光友卿先に賜はりし鷹のとりし鶴を奉らる。この日千寿辺にならせられ狩したまふ。紀藩医坂坂朴齋春芋めしによりてまうのぼる。（水戸記。）○十二日昨日御狩の鶴を内院へ駆進せらる。又（また）白鶴を大納言殿へ進（まい）らせらる。御使は松平伊豆守信綱なり。大納言殿よりは松平和泉守乗寿して謝し給ふ。信綱此（この）御使仕（つか）ふまつりしとて。西城にて時服かつ（づ）けらる。此日酒井讃岐守忠勝。堀田加賀守正盛始（はじ）め諸老臣黒木書院にて（をいて）。医員奈須玄竹恒昌。内田玄勝千里。吉田盛方院浄元を召集（めしあつ）め。御薬の事を議せしめらる。（日記。水戸記。）（内藤耻叟校訂標識本は、十三、十四日の記述を欠く。対して、旧輯本は○十三、○十四日の記述があるが、省略した）○十五日家門并諸大名まうのぼり。老臣に謁し退く。東本願寺新門跡光瑛大僧正拜任を謝し樽肴奉る。註 十六日・・・」

この場合、内藤本では、慶安四年正月の記事は九日からになっていて、元日から八日までが脱落している。九日も一部脱落して、十、十一、十三、十四日が脱落している。その脱落文を旧輯本で増補してゴチック体で示し、差異を明示した。十二日の記事のみ、内藤本と旧輯本『徳川実紀』がほぼ一致しているのである。しかし、内藤本では「御狩の鶴を院へ駆進」が、旧輯本は「御狩の鶴を内院へ駆進」と「内」が記述されている。また、「進→まい、此→この、仕→つか」など明朝体と（ ）ゴチック体で表記したような漢字や平かなであったりの違いもある。

新訂本と照合すると、旧輯本と句点や段落符のつけ方の違いがあるものの、記事自体は同じである。

（2）『徳川実紀』の旧輯本と新訂本との比較

旧輯本と新訂本『徳川実紀』との差異は、如何であろうか。旧輯本が底本とした「貴族院図書室所蔵本、（中略）去る大正十二年の大震災にこの原本一朝烏有に帰したことで、新訂本は、原本によってその誤りを確認することが出来なかった。しかし、新たに、内閣文庫本（浅草文庫本）と徳川家達公爵家本を得て、校訂に当たっている。徳川家達公爵家本は「ぼゞ修正を経たる最後の原稿本と推定され得るもので」あったことから、新訂本では、旧輯本の「闕脱を補ひ、誤を正し得る所極めた多」いのである^⑮。新訂本には、「凡例」の通り内閣文庫本（浅草文庫本）により増補してア、徳川公爵家本により増補してトと記した箇所を確認できる。既に、この点の指摘もある^⑯。その事例を次に確認して見ると次の通りである。旧輯本の記事で、新訂本と一致している場合は、明朝体で示し、新訂本で補った記事はゴチック体で示した。

事例4

延宝三年閏四月七日の条^⑰は、「○七日松平源英軒入道頼重参府して。常の御座にめされ。〔原本此間闕脱〕（旧輯の傍注—松尾）拜謁す。」御法会にあづかりし小普請奉行二人金三枚づゝ給はる。所属にも賜物あり。（年録、日記）○八日日毘両門を饗せられ猿樂あり。これ御法会の労を慰せらるるとぞ聞えし。楽は翁。三番叟。白髭。清経。野々宮。張良。三井寺。安宅。祝言。狂言五番。夷大黒。ゆうぜん。宗論。斉頼。止動方角なり」又松平遠江守忠俱所領信濃国飯山城去月晦日火事あり。土屋五十七戸。商屋二百七戸焼たる注進あり。（年録）○九日松平甲斐守綱近のもとに土屋但馬守数直御使す。父出羽守綱隆封地にて死しけるゆへなり。綱隆が妻にも御懇詞を伝ふ。」又松平大蔵大輔正甫が所領越中富山この朔日火ありて。三丸米倉。其外城下士商屋舎若干焼たるよし注進す。（日記、家譜、年録）○十一日松平甲斐

守綱近のもとへ。奏者番松平備前守正信して香銀三百枚給ふ。」松平但馬守直良はじめ。梅首鶏給はるもの八人。(日記) ○十二日保科筑前守正経。有馬周防守清純就封の暇給ふ。致仕牧野哲山親成。太田道頭資宗参観す。使番桜井庄之加(加は誤りか、新訂本は助と記す一松尾)勝正。石尾七兵衛氏一京都構造の事はてゝ、帰謁す。藤堂大学頭高次はじめ鶴たまふもの四人。御法会はてしをもて。久世大和守広之が家に日毘両門をむかへ饗し進らす。よて御側石川美作守乗政御使して菓子つかはさる。日門より僧を使して謝せらる。(日記。御側日記。)

○十三日本多能登守忠義所領にて大病により。長子下野守忠平并に弾正少弼忠晴看侍の〔下文闕脱、恐当作暇給ふ三字〕一(傍注一松尾)暇給ふ。(日記) ○十四日有馬(以下省略)。

旧輯本の傍注は、〔原本此間闕脱〕と〔下文闕脱、恐当作暇給ふ三字〕である。旧輯本の校訂者が〔原本此間闕脱〕と傍注で指摘した通り、「拝謁す。」御法会(中略)梅首鶏給はせるもの八人。(日記)とゴチック体で表記した通り、脱落していた。〔下文闕脱、恐当作暇給ふ三字〕も推測通り「暇給ふ」が欠けていて、「新訂本」は三字分を増補している。新訂本では「常の御座にめされ拝謁す。」に〔拝謁以下至十一日条、拠トア補〕と傍注を付している通り、徳川公爵家本と内閣文庫本によって、増補している。増補の記事はゴチック体で「拝謁す。」御法会(中略)梅首鶏給はせるもの八人(日記)と表記している。

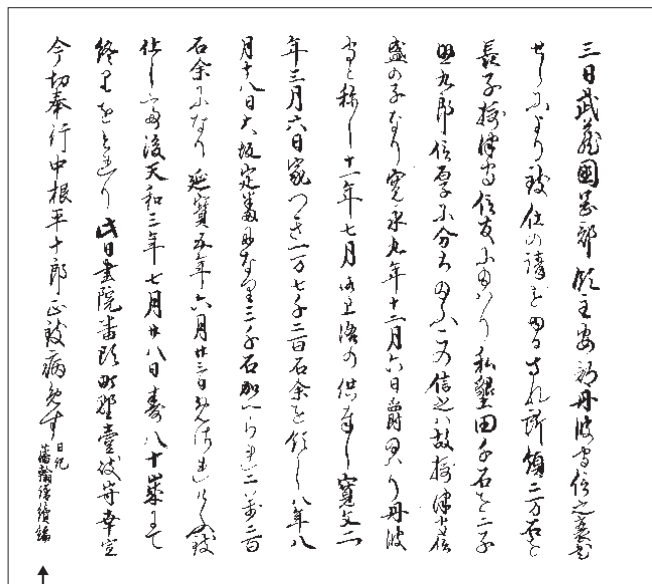
新訂本(ゴチック体)の記事を検証してみると、信濃国飯山城下の火災は、『飯山市誌』に「松平遠江守忠俱所領の信濃国飯山城下町で、三月三十日に火災あり」と記すが、出典が(『徳川実紀』第五卷)⑱であった。松平綱隆の死去については、「延宝三年乙卯閏四月朔日国ニ在リテ死ス、年四十五」⑲とあり、松平大蔵大輔正甫の城下、越中富山の火災は、「〔前田氏家乗〕四月七日、中村孫市又火ヲ失シ数百戸ヲ焚ク」⑳と記していた。

事例5、

延宝六年四月三日の条㉑は、「○三日武蔵国岡部領主安部丹波守信之衰老せしにより。致仕

○三日武蔵国岡部領主安部丹波守信之衰老せしにより。致仕の請をゆるされ。所領二万石を長子撰津守信友にたまはしめ給ふ。私塾田千石を二子助九郎信厚に分ち給ふ。この信之は故撰津守信盛の子なり。寛永九年十二月六日爵給はり。丹波守と称し。十一年七月御上洛の供奉し。寛文二年三月六日家つき一万七千二百石余を領し。八年八月十八日大坂定番になり。三千石加へられ。二万二百石になり。延宝五年六月廿三日免され。けふ致仕して後。天和三年七月廿八日寿八十歳にて終りをとれり。此日書院番頭町野老岐守幸宣。今切奉行中根平十郎正致病免す。(日記、統藩翰譜)

↑新訂本『徳川実紀』
延宝6年4月3日の条



↑『藩翰譜続編』と表記
(写真2) 国立公文書館内閣文庫所蔵
『徳川実紀』延宝6年4月3日の条

の請をゆるされ。所領二万石を長子摂津守信友にたまはり。私墾田千石を二子助九郎信厚に。分ち給ふ。この信之は故摂津守信盛の子なり。寛永九年十二月六日爵給はり。丹波守と称し。十一年七月御上洛の供奉し。寛文二年三月六日家つぎ一万七千二百石余を領し。八年八月十八日大坂定番になり。三千石加へられ。二万二百石になり。延宝五年六月廿三日免され。けふ致仕して後。天和三年七月廿八日寿八十歳にて終りをとれり。」此日書院番頭町野壱岐守幸宣。今切奉行中根平十郎正致病免す。（日記、続藩翰譜）○四日甲館両卿に御使もて。梅首鶏をつかはさる。千代姫御方にも同じ。（日記）○五日松平播磨守頼隆長子右近大夫頼方卒しければ。奏者番して水戸宰相光圀卿并に播磨守頼隆を吊せらる。」さきに天樹院御方の御法会ありしにより赦に逢者多し。寛永十二年父の仇を報したる奥平家の臣奥平源八が一党もこの時帰島せしめらる。これより井伊家にて扶助せしといへり。（日記。）○七日松平安芸守綱長始め参観十一人。（以下、省略）。

旧輯本は明朝体表記の通りである。「・・二子助九郎信厚に。これより井伊家にて・・」は不自然な文脈となっている。新訂本では、「・・二子助九郎信厚に分ち給ふ。」と「分ち給ふ」を補し、〔分以下至五日条せしめさる扱トア補〕と傍注して、ト＝徳川公爵家本とア＝内閣文庫本によって、増補している。事例4、5の記事について、国立公文書館内閣文庫所蔵の『御実紀』^②と照合すると、ほぼ一致している。差異点は、事例4の延宝三年閏四月八日の引用書が（年録）と記されているが、内閣文庫所蔵『御実紀』は、（年録。日記）と記している。事例5の延宝六年四月三日の引用書（続藩翰譜）が、内閣文庫所蔵『御実紀』は、（藩翰譜続編）と記している点である。（写真2）参照。なお「引用書目」中には『続藩翰譜』はなく、『藩翰譜続編』を収載している。

新訂本『徳川実紀』で増補されている記事を、関連資料で検証したのが、次の事例である。ア、三日の安部信之の致仕について、『新訂寛政重修諸家譜』に当たると、ほぼ、同じ記述がある^③。

イ、書院藩頭町野幸宣（幸長）の辞任について『新訂寛政重修諸家譜』は、「延宝六年四月朔日務を辞す」^④と記し、『柳営補任』は「延宝六年四月三日御免」と記している^⑤。

ウ、今切奉行中根正致の病免は、『新訂寛政重修諸家譜』は「（寛文）九年七月三日荒川関所の奉行となり、延宝六年四月朔日職を辞し」^⑥と記している。荒川は、荒井関所の誤植か。新訂本『徳川実紀』寛文九年七月三日の条には「書院番組頭中根平十郎正致荒井関番になる」^⑦と記す。『柳営補任』は「遠州荒井奉行」の職名欄で「中根平十郎正敬〔致〕 延宝六年四月三日辞」^⑧と記す。

エ、松平頼方の死去については、『徳川諸家系譜』は「同（延宝）六年四月四日卒 年十九」^⑨と記し、『続藩翰譜』も「同（延宝）六年四月四日卒十九歳」^⑩と記している。

オ、「寛永十二年父の仇を報したる奥平家の臣奥平源八が一党」については、「寛永十二年」が「寛文十二」の誤りであり、関連の記述が新訂本『徳川実紀』寛文十二年二月二十一日の条^⑪、寛文十二年五月六日の条^⑫に記述がある。なお、「寛文十二年父の仇を報したる奥平家の臣奥平源八が一党」の事件は、「浄瑠璃坂の敵討」として知られている。

四、新訂本『徳川実紀』の校訂について

『徳川実紀』を活字本として発行しようと企てたが、内藤本までは、附録のみであったり、

徳川家光時代までであったりと、未完に終わっている。このあとをうけて、旧輯本『徳川実紀』によって、全部の発行が完成したのである。そして、『続徳川実紀』も全部発行するに至ったのである。旧輯本『徳川実紀』の底本は、大正十二年の関東大震災で焼失してしまった。新訂本『徳川実紀』の校訂に際しては、内閣文庫本（浅草文庫本）、徳川家達公爵家本を参考に校訂している。特に、徳川公爵家本は、「所々加点添削あり、朱墨両筆各条の初めに引用書を注記せるを見れば、恐らく本書撰述の任に当りたる成島司直が最後修正の稿本ならん」と評価し、旧輯本『徳川実紀』の「誤れるを正し闕けたるを補ふを得たる、また多くこの徳川公爵家本に頼れり」と記しているように、新訂本では、旧輯本の誤りを正し、欠けたるを補ったことは、事例で具体的に検証した。また、天明七年二月廿三日の条中の「小姓組番頭内藤安芸守政範」③に傍注して〔寛政重修諸家譜正範〕と記している。『新訂寛政重修諸家譜』で確認すると「正範」と記し、「(天明)七年二月二十三日其の職に应ぜず、心得たがひの事あるよきこゆ。これ不束の至りなりとて、出仕をとゞめられ」③④と『徳川実紀』の記事と同じ内容が記述されている。これは、校訂者が引用書で直接確認していることを示している。寛政元年正月「○廿二日目付かたのものへ令せらる」条中の傍注に〔按此処有脱文宜参考諸御書付留又禁令考目付条〕③⑤とある。『徳川禁令考』の「目付職掌ノ儀ニ付達」③⑥を指摘している。もう一例あげると、安政四年六月廿三日の条中に、旧輯本『徳川実紀』は、「当島之儀は。既に丑年引上。一先帰帆致」③⑦と記しているが、「既に丑年引上」では意味が通じない。よって、新訂本に当たると「当島之儀ハ。既に丑年九月中。クシュンコタン江罷越。陳(陣の誤り一松尾) 営をも取建候処。翌年引上。一先帰帆致」③⑧と記し、ゴチック体の記事を〔九月云々、抛幕末外国関係文書補〕と頭注して補充したことを明記している。念のため『大日本古文書幕末外国関係文書』③⑨で確認すると、新訂本と同じ記事が記されている。

以上、新訂本の校訂に対する取り組みを検証した。その取り組みは「異本集めが徹底し、適正に選別がおこなわれている。・・・由緒ある名家や古社寺に伝わる門外不出の秘宝的文献はもちろん、あるいは埋もれた典籍を探りあて、あるいは断簡零墨をも見のがすことなく、あるいは広く逸文をひろい、類本をきわめている」④⑩との指摘の通り、原本を単に活字化しただけではない。既述の通り、徳川家達公爵家本、内閣文庫本を参考にするばかりでなく、引用書目とも照合し、考証していることが、事例からも歴然である。さらに、『徳川禁令考』『幕末外国関係文書』『安政録』『柳営補任』などを参照にして、原本をいかしながら、傍注・傍書などを加えて校訂に取組んだことが伺えるのが、新訂本『徳川実記』『続徳川実記』といえよう。

注①、大石慎三郎「徳川実紀」(『日本歴史』194号、158・159頁)。

②、小宮木代良「幕府記録と政治史像」(『新しい近世史』1、237頁。新人物往来社、1996年3月)。

③、小宮木代良『徳川実紀』『続徳川実紀』(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下巻、吉川弘文館、2001年11月)。

④、太田晶二郎「徳川実紀の活字本」(『新訂増補国史大系 月報』303～304頁、吉川弘文館、平成13年5月)。

⑤、国会図書館 近代デジタルライブラリー『徳川実紀 巻1 - 186』による。なお、近代デジタルライブラリーには『徳川実紀 巻1 - 133、139 - 180』の9冊が収載されている。書名『旧徳川將軍家編纂／徳川実紀』も、「凡例」の文言、「徳川実紀成書例」「徳川実紀総目録」「徳川実紀引用書目」も全く

- 二十五冊本と同じである。但し、第二十五（大猷院附録一～六）を欠く。
- ⑥、⑦、田口卯吉「統国史大系ノ卷末ニ書ス」（旧輯本『徳川実紀』第七編、後付1頁。経済雑誌社、明治37年7月）。
 - ⑧、「〔座談会〕『新訂増補国史大系』校刊の沿革（上）」（『日本歴史』198号、6・8頁）。「新訂増補国史大系校訂者分担者一覧」（皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下巻 955～956頁、吉川弘文館、2001年11月）。
 - ⑨、内藤本『徳川実紀』十、11～12頁。
 - ⑩、旧輯本『徳川実紀』第一編、856頁。
 - ⑪、新訂本『徳川実紀』第二篇、125～126頁。
 - ⑫、内藤本『徳川実紀』二十四、1頁。
 - ⑬、内藤本『徳川実紀』二十四、1頁、旧輯本『徳川実紀』第二編960～961頁。
 - ⑭、内藤本『徳川実紀』二十四、117頁、旧輯本『徳川実紀』第二編、1064頁、新訂本『徳川実紀』第三篇、681頁。
 - ⑮、丸山二郎「徳川公爵家本徳川実紀に就いて」（『新訂増補国史大系月報』105頁、吉川弘文館、平成13年5月）。
 - ⑯、丸山二郎「徳川公爵家本徳川実紀に就いて」（『新訂増補国史大系月報』105頁）、太田晶二郎「徳川実紀の活字本」（『新訂増補国史大系月報』303頁、吉川弘文館、平成13年5月）。
 - ⑰、旧輯本『徳川実紀』第三編834頁。新訂本『徳川実紀』第五篇210頁。
 - ⑱、飯山市誌編纂専門委員会『飯山市誌』歴史編（上）843頁（飯山市誌編纂委員会、平成5年3月）。
 - ⑲、『徳川諸家系譜』四、144頁（続群書類従完成会、昭和59年12月）。
 - ⑳、富山県『越中史料』第二巻、541頁（名著出版、昭和47年4月）。
 - ㉑、旧輯本『徳川実紀』第三編904頁。新訂本『徳川実紀』第五篇283頁。
 - ㉒、『改訂内閣文庫国書分類目録』上407頁（国立公文書館内閣文庫、昭和49年11月発行）。
 - ㉓、『新訂寛政重修諸家譜』第六、189～190頁。（続群書類従完成会、昭和39年12月）
 - ㉔、『新訂寛政重修諸家譜』第十八、210頁。
 - ㉕、『柳営補任』一、244頁（東京大学出版会、昭和38年3月）。
 - ㉖、『新訂寛政重修諸家譜』第十四、311頁。
 - ㉗、新訂本『徳川実紀』第三篇47頁。
 - ㉘、『柳営補任』第五、159頁。
 - ㉙、『徳川諸家系譜』三、137、142頁。
 - ㉚、『統藩翰譜』64頁、（『新井白石全集 附録 統藩翰譜』、明治38年12月）。
 - ㉛、新訂本『徳川実紀』第五篇、125頁。
 - ㉜、新訂本『徳川実紀』第五篇、130～131頁。
 - ㉝、新訂本『統徳川実紀』第一篇、22頁。
 - ㉞、『新訂寛政重修諸家譜』第十三、225頁。
 - ㉟、新訂本『統徳川実紀』第一篇、86頁。
 - ㊱、『徳川禁令考』九四五、（『徳川禁令考』前集第二、227～228頁、創文社、昭和34年2月）。
 - ㊲、旧輯本『統徳川実紀』第三篇、1549頁。
 - ㊳、新訂本『統徳川実紀』第三篇、382～383頁。
 - ㊴、『大日本古文書 幕末外国関係文書』十六、476頁（東京大学出版会、昭和47年10月）。
 - ㊵、中村孝孝「黑板先生と史籍の校訂」（『日本歴史』194号、221頁）。